第89回産業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成30年10月18日 (木) 15:00~18:00
- 2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室
- 3 出席者

【委員】

河井 啓希(部会長)、川﨑 茂、西郷 浩

【専門委員】

小針 美和(株式会社農林中金総合研究所主任研究員)

【審議協力者(有識者)】

岸本 淳平(公益社団法人日本農業法人協会経営支援課課長)

【審議協力者(各省等)】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課:片桐課長ほか

【事務局(総務省)】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室:櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室:澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 概要

- 前回部会において整理・報告が求められた事項(①経営統計調査票(個人経営体用)の「交際費」及び「市場手数料」のレイアウト変更、②労働時間等整理補助表への注記の追加、③個別法人経営体(一戸一法人)の結果表章)について、調査実施者からの追加説明を踏まえて審議を行った結果、今回提示された変更案を一部修正した上で、答申案の指摘事項とすることで合意が得られた。
- その後、審査メモに沿って、「報告を求める者の変更」及び「報告を求める事項の変更」 の一部について審議を行った結果、調査実施者において整理の上、次回部会で改めて審議 することとされた一部の事項を除き、変更内容についてはおおむね適当と整理された。 委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前回部会において整理、報告が求められた事項に係る再審議

・ 労働時間等整理補助表において、備考欄に作業を外部委託した場合の料金等を記入するよう注記が付されているが、単に労働時間を整理するために用いるのであれば、不要

ではないか。

→ 削除する。

(2) 報告を求める者の変更

- ・ 経営統計調査の法人経営体については、大規模階層におけるばらつきが大きく、最 上位階層を全数とするかどうかの判断は難しいところがあるが、目標精度の指標とし ている農業粗収益の結果数値の分布状況等を確認し、標本設計の見直しの余地につい て検証・検討することを、今後の課題とするべきではないか。
 - → 個人経営体と法人経営体では数値に差があるのは事実であり、特に大規模階層の 法人経営体について、実態を表した結果となっているか、しっかり検証したい。
- ・ ネイマン配分による標本配分を行う際に、最上位階層に割り振られる標本の大きさから、全数と標本抽出のどちらが望ましいか、ある程度判断は可能である。

また、前回諮問時の審議では、今回、新たに目標精度を設定する営農類型等について、数値の変動が大きく、目標精度の達成が困難なことから、一定数の標本を設定するとの整理になったと記憶している。これらの営農類型については、今後、調査結果を踏まえて、適切な目標精度に見直す必要がある。

- → 毎年、実績精度を算定して、目標とした精度になっているかを検証し、見直すこととしたい。
- ・ 経営統計調査の目標精度については、耕種で母集団が大きなものと、畜産のように 母集団が小さく、構造変化が大きなものとを同じように見るのは難しいと思うところ。 当該年の実態把握はできても、前年比較は難しい営農類型がある。水稲のように、十 分な精度を確保しなければならない営農類型とは区別して考えるべき。
- ・ 個人経営体は年々減少傾向にある一方、法人経営体は増加傾向にある中、母集団復元する際のベンチマークとして、農林業センサスの結果で5年間固定してしまうと、毎年、そのウェイトが実態とかい離する可能性がある。また、ベンチマークの切り替え時に、調査結果に断層が生じないよう注意する必要がある。

(3)報告を求める事項の変更

- ア 「事業収支の概要・事業経費」、「投資と資金調達の状況」を把握する調査事項【経 営統計調査票】
 - ・ 従来、作業日誌や現金出納帳に日々記入していたものを年1回の記入に変更する ことにより、誤記や調査結果の断層が生じないよう、どのような対策を講じるのか。
 - → 調査事項の適切な把握のため、補助表の活用、記入例の充実を計画している。 また、報告者に対して丁寧に説明するとともに、年に数回訪問して記入状況等を 確認しながら、調査表への記入のフォローアップに努めて参りたい。
 - ・ 都市近郊の個人経営体の場合、例えば、野菜作等による農業収入以外に、不動

産収入がかなりある経営体もあると思われるが、そのような農業以外の収入を把握する必要性があるのか。農業経営体の収支を把握するという調査目的に照らして必要かどうか、今後検討すべき。

→ 引き続き検討したい。

イ 「生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入」等を把握する調査事項【経営統計 調査票】

- ・ 「制度受取金・積立金等」を把握する調査事項において、各種交付金等について は、農林水産省や地方公共団体が保有する行政記録情報等を活用する余地はないの か。
 - → 交付金の支払実績は市町村や農協等の関係者により設立される地域農業再生協議会において保有しているが、数も多く、名寄せ作業も煩雑になることから、 活用は困難と考えている。
 - → 報告者が各種交付金を受けている場合、区分して記入することは可能か。
 - → 各種交付金については、どの書類を確認すれば良いかを、記入の手引きに示す など工夫の余地があると思われる。
 - → 各種交付金については、どの書類を確認すれば良いかなどを調査票の記入例に 記載するほか、調査員等が訪問した際に丁寧に説明を行うなどして、混乱が生じ ないように配慮したい。
- ・ 農業生産関連事業収支を把握する調査事項において、農産加工を行っている場合 は販売金額上位2品目の名称を記入することとしているが、2品目以上を生産して いるのが一般的であり、具体的な利活用を見込でいないのであれば、削除すべきで はないか。
 - → 農産加工では、その種類・品目が多いことから、主要な加工品目について把握 し、農産加工品の例示として表章することを考えている。
- ・ 法人経営体用調査票の農作業受託収入等を把握する調査事項のうち、作業別の受 託面積の調査事項において、「育苗」については、育苗ハウスの面積と水田に移植 した面積のどちらを記入するのか、また、「乾燥・調製」については、面積よりも 何キロ、何トンなど収量で把握すべきではないか。
 - → 整理の上、次回部会で提示したい。

ウ 「労働の概要」、「給与の状況」を把握する調査事項【経営統計調査票】

- ・ 例えば、年間の生産量と販売量については、決算期の採り方で対応関係にずれが 生じるなど、調査目的や利活用との関係からみて、調査事項全般について、適切な 事項の設定となっているか、今後検討すべきと考える。
 - → 今後整理していきたい。

エ 経営概況(「直近5か年の10a当たり収量」、「農産物の品種別作付面積」等)を把握 する調査事項【生産費調査票】

- ・ 米生産費調査票(個別経営体用・組織法人経営体用)の「直近5か年の10 a 当たり収量」を把握する調査事項の注記において、調査対象とする食用米の中に備蓄米も含むことを明記すべきではないか。
 - → 修正の上、次回部会で提示したい。

オ 経営概況 (「稲作主体の経営」、「栽培型別面積」等) を把握する調査事項【生産費調査票】

- ・「食用米生産に対して飼料用米生産にかかる費用」を把握する調査事項において、 食用米に係る費用と違いが生じる主な要因を自由記入形式としているが、記入や集 計のしやすさの観点から、選択肢形式にした方がよいのではないか。
 - → 施策部局とも相談の上、代表的な要因を記入例で示すことにする。
- ・ 食用米か飼料用米かの判別が難しい部分もあることから、報告者負担も考慮し、 食用米と飼料用米に分けて把握すべき事項と、分けずに米全体で把握すれば足りる 事項を今後精査する必要があるのではないか。
 - → 2020年農林業センサス結果に基づく標本替えに向けた見直しの中で、検討したい。
- ・ 飼料用米、加工用米、主食用米などの用途別に区分して調査するのは難しいと思うが、用途の異なるものを作付けすることによる経営状況への影響については、経営統計調査票で把握すべきものと考える。戦略作物としての当該区分がいつまで続くかも不明瞭な中、生産費調査票で把握すべきものは何なのかということを今後検討・整理する必要がある。
 - → 農政に関わる重要な指摘のため、政策との関係を考慮し、しっかり検討してほ しい。

カ 生産物の販売等の状況 (「牛乳の月別生産量」、「子牛のうち耳標番号を登録しなかった頭数」等) を把握する調査事項【生産費調査票】

- ・ 牛トレーサビリティの情報を活用するとしているが、牛乳生産費調査票における 月別の生乳の生産量についても、生産者団体で保有している出荷関係のデータを活 用できるのではないか。
 - → 個人情報の関係など利活用上の制約はあるが、活用できる情報については、今 後も積極的に活用して参りたい。

6 今後の予定

次回部会は平成30年11月1日(木)14時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、10月25日 (木) に開催予定の第127回統計委員会に おいて、河井部会長から報告することとされた。

(以 上)